

平成 24 年 1 月 11 日

社団法人 愛知県建設業協会会長 殿

愛知県環境部長



建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）

日頃は、廃棄物行政の推進について御協力いただきありがとうございます。

さて、建設工事から生ずる廃棄物（以下「建設廃棄物」という。）の適正処理については、平成 23 年 3 月 30 日付け環廃産第 110329004 号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から別添 1 のとおり通知されており、建設廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物とに分けて適正に処理することとされています。

また、同通知では、産業廃棄物のうちに土砂と木くず、紙くず等が混在しているものの処理にあたっては、産業廃棄物の中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならないとされています。

本県においても、従前から土砂混じりの廃棄物については、事業者及び産業廃棄物処理業者等に対して適正に処理するよう指導を行っていますが、建物解体等の工事から発生する混合廃棄物を中間処理（選別処理（廃棄物の大きさに篩い分けする処理））した際に生じた残さ（以下「網下残さ」という。）についても、廃棄物と土砂を完全に選別することが難しいことから、当面の間、産業廃棄物として適正に処理（産業廃棄物の中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理）するよう、別添 2 のとおり指導しているところです。

しかしながら、本県内において、産業廃棄物処理業者が網下残さを農地の嵩上げ材等と称して農業関係者へ販売し、使用された事例がありますので、産業廃棄物として適正に処理するように現在、指導しているところです。

ついては、網下残さを農地の嵩上げ材、建設資材などとして使用等することのないよう県関係部局及び関係市町村担当課・委員会へ通知を発出しましたので、貴協会に

においても会員へ周知していただくようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課

廃棄物監視指導室監視グループ

電 話 052-954-6238 (ダイヤルイン)

ファックス 052-953-7776

参考

別添1「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」

○ 用語の定義（p. 2～p. 3）

「建設廃棄物」とは、建設工事に伴い生ずる廃棄物をいう。

「建設混合廃棄物」とは、建設廃棄物であって安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものをいう。

○ 建設混合廃棄物の取扱い（p. 14～p. 15）

建設工事から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類等）とそれ以外の廃棄物（木くず、紙くず等）が混在しているものを建設混合廃棄物という。この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取り扱い、中間処理施設又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならない。

なお、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別（手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法により）し、熱しゃく減量を5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型産業廃棄物として取り扱うことができるが、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が5%まで含まれていてもよいということではないことに留意する。

別添2「建物解体等から発生する混合廃棄物等をふるい等で選別処理した残さについて」

記

- 2 土砂混じりの混合廃棄物処理残さの廃棄物該当性については、処理前廃棄物の性状、処理方法・能力を勘案するとともに、廃棄物の混入が認められる場合は産業廃棄物として適正に処理するよう指導すること。

なお、解体混合廃棄物（通称ミンチ）については、廃棄物と土砂を完全に分離できていない現状を踏まえ、当面の間、選別後の残さは廃棄物として適正に処分するよう指導すること。